

砺波エリア新警察署新築工事基本設計業務に係る  
公募型プロポーザル説明書

富山県警察本部警務部会計課

1 業務概要

(1) 業務名 砺波エリア新警察署新築工事基本設計業務

(2) 業務内容

① 業務実施場所：富山県砺波市苗加 地内

② 施設名称：砺波エリア新警察署

③ 規模等：警察署庁舎 約 3,900 m<sup>2</sup>

附属棟（車庫、検視棟、自転車保管庫、待機宿舎等） 約 630 m<sup>2</sup>

※待機宿舎（敷地面積約 1,000 m<sup>2</sup>）は別途計画

(3) 履行期限 契約締結から 4 箇月程度

(4) 業務実施上の条件

① 管理技術者及び意匠、構造、電気設備、機械設備の各分野の担当主任技術者を、各 1 名ずつ置くものとする。また、各担当主任技術者は兼ねることが出来るが、管理技術者は担当主任技術者を兼ねることは出来ない。

② 管理技術者は、建築設計業務に関して 13 年以上の実務経験を有する一級建築士で、「非木造 2 階建以上の事務所」の実設計業務において、管理技術者又は建築担当主任技術者としての実績を有すること。

③ 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各分野を担当する担当主任技術者は、それぞれ次の資格を有する者であること。

意 匠 建築設計に関して 8 年以上の実務経験を有する一級建築士

構 造 構造設計一級建築士又は一級建築士

電気設備 設備設計一級建築士又は一級建築士

機械設備 設備設計一級建築士又は一級建築士

④ 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案書の提出者の組織に属していること。

⑤ 主たる分担業務分野（平成 31 年 1 月 21 日国土交通省告示第 98 号別添一「1 設計に関する標準業務」一基本設計に関する標準業務のロ成果図書の（1）の（1）総合にかかる部分をいう。）は、再委託できない。

⑥ 業務の一部を再委託する場合において、再委託先が富山県の建設コンサルタント競争入札参加資格者である場合は、技術提案書提出の期限の日において、富山県の指名停止期間中でないこと。

(5) その他

① 本業務の契約書（案）、砺波エリア新警察署基本構想、敷地図は別添のとおりである。

② 基本設計業務委託費概算予算額 約 6,720 万円（税込）

## 2 担当部署

富山県警察本部警務部会計課

住所：〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

電話：076-441-2211（代表）

メールアドレス：keisatsukaikei@pref.toyama.lg.jp

## 3 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる参加資格を満たしている建築士事務所の開設者とする。

- ① 富山県における令和5・6年度建築コンサルタント競争入札参加資格名簿に登録されており、当該建築コンサルタント入札参加資格審査申請にあたって記載した主たる営業所の所在地が富山県内であること。また、富山県における令和5・6年度建設工事競争入札参加資格名簿に登録されていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 富山県において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ 参加表明書提出の期限の日において、建築コンサルタント業務等に関し、富山県の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 非木造、階数が2以上で、延床面積1,000㎡以上\*の事務所の設計実績（平成21年4月1日以降に工事が完成したもの又は工事中のものに限る。）を有すること。

※新築又は増築に係る部分に限る。

- ⑥ 所属する一級建築士は3名以上であること。
- ⑦ 同一組織からの参加は1組に限る。
- ⑧ 設計共同体で申請する場合は、上記①から⑥の規定に関わらず、以下の要件を満たすこと。
  - ・構成員は2者とし、そのうち1者を代表者とする。
  - ・各構成員の出資比率はそれぞれ20%以上とすること。
  - ・各構成員は上記①から④までの規定に掲げる資格を有すること。
  - ・代表者は上記⑤の規定に掲げる実績を有すること。
  - ・代表者に属している一級建築士は2名以上、その他の構成員に属している一級建築士は1名以上であること。
- ⑨ 本プロポーザルに参加する者（単体又は設計共同体）は、本プロポーザルに参加する他の設計共同体の構成員でないこと。
- ⑩ 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積

極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者  
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者  
カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

#### 4 手続等

##### (1) 参加表明書

別添「参加表明書作成要領」に基づき参加表明書（ファイル形式はPDF）を作成し、令和6年8月9日（金）17時15分までに「2 担当部署」に記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること。（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。）

##### (2) 参加資格審査

ア 参加表明書を提出した者について、参加資格の有無について審査を実施する。

イ 参加資格を有すると認められた者に対して、技術提案書の提出を要請するものとし、併せて追加資料として、共通仕様書（案）、特記仕様書（案）、砺波エリア新警察署基本構想・基本計画、諸室面積表（案）、測量図を提供する。

ウ 参加資格を有しない者に対しては、その旨を電子メールにて通知する。

##### (3) 技術提案書

技術提案書提出要請を受けた者は、別添「技術提案書記載要領」に基づき技術提案書を作成し、令和6年9月20日（金）17時15分までに「2 担当部署」に記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること。（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。）

なお、技術提案書の提出は、各提出者1案に限る。

##### (4) 現地説明

本プロポーザルに際して、現地説明は実施しない。

#### 5 技術提案書の作成

##### (1) 技術提案書の様式

① 技術提案書は、別添様式1、2-1、2-2（いずれもA4版縦）及び様式3（A3版横 2枚以下）により、技術提案書記載要領に基づき作成するものとする。

② 技術提案書は、カラーも可とする。

##### (2) 技術提案書様式3に記載する提案

以下の4つの課題に関する提案を記載する。

課題1：治安拠点としての面と県民に親しみやすい側面を併せ持った建物デザイン、敷地形状や周辺環境を考慮した配置計画について

課題2：効率的な警察活動や来庁者の利便性・プライバシーに配慮した平面計画、敷地や庁舎内における高度なセキュリティが確保される設計上の配慮について

課題3：災害時において警察活動の拠点施設としての機能を維持することのできる構造・設備を含めた設計上の配慮について

課題4：カーボンニュートラルの実現に向けて環境への負荷を極力低減させるとともに、インシヤルコスト及びランニングコストの縮減を図るための設計上の配慮について

##### (3) 記載にあたっては次の事項に留意すること。

ア 提案は、基本的な考え方を文章で具体的かつ簡潔に記述すること。

- イ 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよい。(写真、グラフ等を使用する場合は、著作権上の問題のないものを使用すること。)
- ウ 提出者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。
- エ 提案内容は、県内で調達可能な資材が用いられることに配慮すること。

## 6 技術提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の4つの電子ファイル(ファイル形式はPDF)に分ける。詳細は技術提案書記載要領による。

- ①技術提案書(表紙)(様式0-1または様式0-2)
- ②業務の実施方針等(様式1)及び課題に対する提案(様式3)
- ③管理技術者等の経歴等(様式2-1)及び管理技術者(各担当主任技術者)の業務実績(様式2-2)
- ④管理技術者等の経歴等に関連する添付書類

### (2) 提出先及び提出期限

提出先:「2 担当部署」に記載のメールアドレス

提出方法:電子メール(電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。)

提出期限:令和6年9月20日(金)17時15分まで

### (3) 技術提案書の提出は、各提出者1案に限るものとする。

## 7 質問及び回答

### (1) 質問

ア 本説明書に関する質問は、別紙様式の質問書(ファイル形式はPDF)により、電子メールにて提出する。(電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。)

イ 質問の提出先及び提出期限

提出先:「2 担当部署」に記載のメールアドレス

提出期限:令和6年9月6日(金)17時15分まで

ウ 質問事項は、この説明書の各項目に関するものに限る。

### (2) 回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から7日以内に次のとおり閲覧に供する。なお、質問に対する回答は、この説明書の追加あるいは修正とみなす。また、質問事項のすべてに対して回答が示されるとは限らない。

ア 閲覧場所

富山県警察本部警務部会計課内及び次のホームページ

富山県公募型プロポーザル専用ページ

(URL: <https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/koubo/index.html>)

イ 閲覧期間

技術提案書の提出期限まで。

会計課内での閲覧は土日、休日を除く8時30分~17時15分まで。

## 8 技術提案書の特定

(1) ヒアリング実施対象者の特定（1次審査）

- ア 提出された技術提案書について、審査委員会が提案内容等の審査を実施し、ヒアリング実施対象者を特定する。
- イ 特定されたヒアリング実施対象者に対して、特定された旨電子メールにて通知するものとし、他の提出者に対しては、特定されなかった旨電子メールにて通知する。

(2) ヒアリング

- ア ヒアリング実施の詳細については別途電子メールにて通知するものとする。
- イ ヒアリング出席者は、技術提案書に記載された管理技術者を含む3名以内とする。
- ウ 説明は、提出した技術提案書のみを使用して行うものとし、追加資料の使用は認めない。ただし、技術提案書をA1又はA0程度に拡大したパネル又はプロジェクター等を使用した映像による説明は可とする。（プロジェクター等を使用する場合は、技術提案書と同じ映像のみ使用を可とし、部分を切り取った映像や加工した映像の使用は不可とする。）
- エ ヒアリングに出席しなかった場合は、受注意思がないものとみなし、特定しない。

(3) 技術提案書の特定（2次審査）

- ア 審査委員会が技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者各1者を特定する。
- イ 特定された技術提案書の提出者に対して、特定された旨電子メールにて通知するものとし、他の提出者に対しては、特定されなかった旨電子メールにて通知する。（令和6年11月上旬頃を予定）

(4) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、次のとおりである。

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト		
	判断基準				小計		
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格区分表により評価する。	主任担当技術者	構造 電気 機械	2 1 1	4	
技術力等	平成21年4月以降の業務実績	以下の順で評価する。 ① 同種業務[庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所、その他これらに類するもの(以下「官公庁施設」という。)で、非木造、階数2以上かつ延べ面積2,000㎡以上※]の実績がある。(※新築・増築に係る部分に限る) ② 類似業務[事務所(官公庁施設を含む)で、非木造、階数2以上かつ延べ面積1,000㎡以上※]の実績がある。(※新築・増築に係る部分に限る) 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又は、これに準ずる立場	管理技術者  主任担当技術者	意匠  構造  電気  機械	8  4  4  2  2	20	
	ZEB Ready 相当の業務実績	過去における ZEB Ready 相当(基準エネルギー消費量に対する一次エネルギー消費量の削減率が50%以上の場合を指し、『ZEB』、Nearly ZEB を含む)の業務実績を有する場合、これを評価する。	管理技術者		2	2	
	CPD 取得状況	令和5年度における CPD 認定団体による CPD 習得単位を下記の順で評価する。 ※各団体における習得単位は合算しない ①12 単位以上 ②6 単位以上	管理技術者  主任担当技術者	意匠 構造 電気 機械	1  1 0.5 0.5	4	
業務の実施方針及び手法 (技術提案書の内容により総合的に判断)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、法令に基づく手続きの理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。			5	70	
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項(特定課題に係る内容を除く。)等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。			5		
	課題に対する提案	課題1	課題1について、その的確性(与条件との整合が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けされており、説得力のある提案となっているか等)を考慮し総合的に評価する。審査の視点は別紙による				20
		課題2	課題2について、同上。審査の視点は別紙による				20
		課題3	課題3について、同上。審査の視点は別紙による				10
課題4		課題4について、同上。審査の視点は別紙による			10		
合計					100		

※「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」、「課題に対する提案」のいずれかの評価が0点である場合は、特定しない。

## 資格区分表

担当事業分野	評価する資格（番号の順に評価する。）
電気	① 設備設計一級建築士、② 一級建築士
機械	① 設備設計一級建築士、② 一級建築士
構造	① 構造設計一級建築士、② 一級建築士

※参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項第 1 一級建築士定期講習の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。

※主任担当技術者を兼務する場合は、評価ウェイトの高いいずれかの分野のみで評価する。

## 9 失格

次の条件の一つに該当する場合は失格となることがある。

- ア 本業務内容及び審査に関して審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 10 委託契約

砺波エリア新警察署新築工事基本設計業務を、特定された技術提案書の提出者に、県の基準により算出した金額の範囲内で随意契約により委託する。ただし最優秀者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は優秀者を見積書徴収の相手方とするものとする。

## 11 審査委員会

審査委員会委員は次のとおりとする。

- 審査委員長 国立大学法人富山大学芸術文化学部教授 大氏 正嗣
- 審査委員 国土交通省北陸地方整備局防災室長
- 審査委員 土木部営繕課長
- 審査委員 警察本部警務部首席参事官
- 審査委員 警察本部警務部会計課長

## 12 その他

- (1) 技術提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容（配置予定の技術者を含む。）の変更を認めない。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された技術提案書は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書は、特定、非特定にかかわらず、原則として特定後一定期間富山県警察本部警務部会計課内で公開する。非公開を求める場合はその旨を技術提案書に記載すること。記載なき場合は公開に同意したものとみなす。ただし、最優秀者に特定された場合は、非公開の希望の有無にかかわらず、公開するものとする。なお、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開する。
- (6) 提出された技術提案書は、特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することがある。

また、技術提案書及びその複製は、特定を行う作業及び上記(5)の公開以外に提出者に無断で使用することはない。

- (7) 特定された技術提案書の提案内容が、実際の設計にそのまま採用されるものではない。
- (8) 富山県の競争入札参加者名簿（建築コンサルタント）の閲覧及び登載手続きの受付担当部署は以下のとおりとする。なお、事務処理に日数を要することがあるので、以下の部署に確認のうえ、余裕を持って手続きを行うこと。

受付担当部署：富山県土木部管理課入札・契約係

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-3309



課題の内容	審査の視点について
課題1：治安拠点としての面と県民に親しみやすい側面を併せ持った建物デザイン、敷地形状や周辺環境を考慮した配置計画について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物デザインや配置計画の配慮について具体的な記載があること</li> <li>2 出動動線と交通上の安全性に配慮されていること</li> <li>3 効率的・効果的に警察署庁舎及び附属棟（車庫、検視棟、自転車保管庫、待機宿舎等）が配置されていること</li> <li>4 与条件との整合性が取れていること</li> <li>5 他者の提案にない独創的な提案であること</li> <li>6 提案内容に妥当性があり、かつ効果的であること</li> </ol>
課題2：効率的な警察活動や来庁者の利便性・プライバシーに配慮した平面計画、敷地や庁舎内における高度なセキュリティが確保される設計上の配慮について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 効率的に警察活動のできるゾーニングであること</li> <li>2 来庁者と職員エリアの区画及び各諸室での連携する部分の動線（関係性）が明確であること</li> <li>3 敷地や庁舎内におけるセキュリティ対策について具体的な記載があること</li> <li>4 与条件との整合性が取れていること</li> <li>5 他者の提案にない独創的な提案であること</li> <li>6 提案内容に妥当性があり、かつ効果的であること</li> </ol>
課題3：災害時において警察活動の拠点施設としての機能を維持することのできる構造・設備を含めた設計上の配慮について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の拠点施設としての強度と安全性について具体的な記載があること</li> <li>2 災害時にも機能を維持するための具体的な記載があること</li> <li>3 敷地を活用した災害時の運用機能について具体的な記載があること</li> <li>4 与条件との整合性が取れていること</li> <li>5 他者の提案にない独創的な提案であること</li> <li>6 提案内容に妥当性があり、かつ効果的であること</li> </ol>
課題4：カーボンニュートラルの実現に向けて環境への負荷を極力低減させるとともに、イニシャルコスト及びランニングコストの縮減を図るための設計上の配慮について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 カーボンニュートラルの推進を図るための具体的な記載があること</li> <li>2 イニシャルコスト・ランニングコスト両面において具体的な記載があること</li> <li>3 与条件との整合性が取れていること</li> <li>4 他者の提案にない独創的な提案であること</li> <li>5 提案内容に妥当性があり、かつ効果的であること</li> </ol>